

教育学会会則

第1条 本会は、大阪大谷大学教育学会と称する。

第2条 本会は、教育ならびに社会福祉に関する研究促進と会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究発表会・各種セミナー・講演会などの開催
- (2) 機関誌の発行
- (3) 教育研究の助成
- (4) その他必要と認められる事業

第4条 本会の会員は、本学の教育学部・教育福祉学部の専任教員・学部生の全員、本学教育福祉専攻科生全員、ならびに本会の趣旨に賛同する者とする。

第5条 本会に次の役員をおき、会の運営にあたる。

- (1) 会長 教育学部長をあてる。
- (2) 幹事 若干名を教育学部教員より選任する。
- (3) 学生委員 若干名を教育学部生、教育福祉学部生、教育福祉専攻科生より選出する。

2 会長は本会を代表するとともに、本会の運営を監督する。

3 幹事および学生委員は、会長を補佐し、本会運営の実務を担当する。

4 役員任期は1年とする。ただし、再任をさまたげない。

第6条 本会は機関誌発行のため、下記の事項を定める。

- (1) 編集委員会を委員若干名をもって組織する。任期は1年とし、再任をさまたげない。
- (2) 編集委員会は、掲載その他につき審査と実務を担当する。

第7条 本会の会費を下記に定める。

- (1) 学部生は、入会時に3,000円を納入する。
- (2) その他の会員は、年額1,000円を納入する。
- (3) 本条(1)にかかわらず、編入生・転入科生・他学部生・他大学生は(2)を適用する。

第8条 本会の会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会の実施する事業・行事への参加
- (2) 研究発表会における発表
- (3) 機関誌の受領と機関誌への投稿

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 本会総会に関し、下記を定める。

- (1) 1年に1度定期総会を開催し、本会運営の大綱を決定する。
- (2) 必要に応じて臨時総会を開催することがある。

第11条 本会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付則

- 1 この会則は昭和48年11月5日から施行する。
- 2 この会則は昭和51年3月1日から改訂施行する。

- 3 この会則は平成元年4月1日から改訂施行する。
- 4 この会則は平成12年4月1日から改訂施行する。
- 5 この会則は平成15年4月1日から改訂施行する。
- 6 この会則は平成18年4月1日から改訂施行する。
- 7 この会則は平成24年4月1日から改訂施行する。